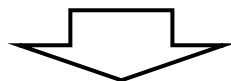


本会議 質問における資料配付の導入について

1 導入にあたっての考え方について

- ・ 議会は言論の府であり、発言により議論を尽くすことが基本であることから、本会議においては、これまでこの原則に則った運用をしている。
- ・ 一方、社会情勢等が複雑化する中、資料を補助的に用いながら発言することで、質問内容の理解が容易となり、議論をより深める効果が期待できることから、他都市においては、資料を活用している事例も見られる。



質問時に資料配付を認めるかどうかは、各議会の自主性に委ねられている。
ただし、あくまでも議会は「言論の府」であることを踏まえたルール作りが必要

2 配付に当たってのルール(取扱基準)の例について

<検討のポイント>

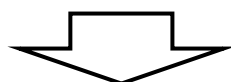
- ・ 資料の用途等
- ・ 提出方法・提出期限
- ・ 会議録への掲載
- ・ 公開の有無

3 導入に向け必要な例規の改正等について

① 熊本市議会質問実施要綱の改正

(資料等の持込み)【現状】

第15条 議員は、代表質問及び一般質問をする際にパネル又は配付のための資料等を持ち込むことができない。



(パネル等の持込み及び資料の配付)【改正例】

第15条 議員は、代表質問及び一般質問をする際にパネル等を持ち込むことができない。
2 議員は、事前に議長に届出をした場合に限り、公用のタブレットを用いて資料を配付することができる。

② 「取扱基準に関する申し合わせ」及び「使用届出書」の制定